

宮城県地域防災計画

〔風水害等災害対策編〕

令和6年11月

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕

目 次

第1章 総則

	(頁)
第1節 計画の目的と構成	1
・第1 計画の目的	
・第2 計画の性格	
・第3 計画の修正	
・第4 計画の構成	
・第5 基本方針	
第2節 各機関の役割と業務大綱	3
第3節 県の概況	3

第2章 災害予防対策

	(頁)
第1節 風水害等に強い県土づくり	4
・第1 風水害に強いまちづくり	
・第2 水害予防対策	
・第3 高潮、波浪等災害予防対策	
・第4 土砂災害予防対策	
・第5 地盤沈下災害予防対策	
・第6 風雪害予防対策	
・第7 農林水産業災害予防対策	
・第8 火山災害予防対策	
第2節 都市の防災対策	37
第3節 建築物等の予防対策	38
・第1 目的	
・第2 防災事業の施行	
第4節 ライフライン施設等の予防対策	39
・第1 目的	
・第2 水道施設	
・第3 下水道施設	
・第4 工業用水道施設	
・第5 電力施設	
・第6 ガス施設	
・第7 電信・電話施設	
・第8 共同溝・電線共同溝の整備	
・第9 廃棄物処理施設	
第5節 防災知識の普及	42
・第1 目的	
・第2 防災知識の普及、徹底	
・第3 学校等教育機関における防災教育	
・第4 県民の取組	
・第5 防災指導員の養成	
・第6 災害教訓の伝承	
第6節 防災訓練の実施	47
・第1 目的	
・第2 防災訓練の実施とフィードバック	
・第3 県の防災訓練	
・第4 市町村の防災訓練	
・第5 防災関係機関の防災訓練	
・第6 救助・救急関係機関の教育訓練	
・第7 通信関係機関の非常通信訓練	
・第8 学校等の防災訓練	
・第9 企業等の防災訓練	
第7節 地域における防災体制	49
第8節 ボランティアのコーディネート	49
第9節 企業等の防災対策の推進	50
・第1 目的	
・第2 企業等の役割	
・第3 企業等の防災組織	

第10節 情報通信網の整備	53
・第1 目的	
・第2 県における災害通信網の整備	
・第3 市町村における災害通信網の整備	
・第4 防災関係機関における災害通信網の整備	
・第5 放送施設の整備	
第11節 職員の配備体制	55
第12節 防災拠点等の整備・充実	55
第13節 相互応援体制の整備	55
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	55
第15節 緊急輸送体制の整備	55
第16節 避難対策	56
・第1 目的	
・第2 避難誘導體制	
・第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報	
・第4 指定緊急避難場所の確保	
・第5 避難路の確保	
・第6 避難路等の整備	
・第7 避難誘導體制の整備	
・第8 避難行動要支援者の支援方策	
・第9 教育機関における対応	
・第10 避難計画の作成	
・第11 避難に関する広報	
第17節 避難受入れ対策	62
第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保	62
第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	62
第20節 複合災害対策	62
第21節 災害廃棄物対策	62
第22節 災害種別毎予防対策	63
・第1 火災予防対策	
・第2 林野火災予防対策	
・第3 危険物等災害予防対策	
・第4 海上災害予防対策	
・第5 航空災害予防対策	
・第6 鉄道災害予防対策	
・第7 道路災害予防対策	

第3章 災害応急対策

	(頁)
第1節 防災気象情報の伝達	74
・第1 目的	
・第2 防災気象情報	
・第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報	
・第4 土砂災害警戒情報	
・第5 気象警報等の伝達	
第2節 情報の収集・伝達	82
・第1 目的	
・第2 災害情報収集・伝達	
・第3 異常現象を発見した場合の通報	
第3節 通信・放送施設の確保	83
・第1 目的	
・第2 災害時の通信連絡	
・第3 県防災行政無線施設	
・第4 市町村防災行政無線施設	
・第5 消防無線通信施設	
・第6 警察情報通信施設	
・第7 放送施設	
第4節 災害広報活動	84
第5節 防災活動体制	85
・第1 目的	
・第2 初動対応の基本的考え方	
・第3 県の活動	
・第4 市町村の活動	
・第5 警察の活動	
・第6 消防機関の活動	
・第7 防災関係機関の活動	
・第8 県、市町村、国及び関係機関の連携	
・第9 複合災害発生時の体制	
第6節 警戒活動	87
・第1 目的	
・第2 警戒体制	
・第3 水防活動	
・第4 土砂災害警戒活動	
・第5 ライフライン、交通等警戒活動	
・第6 船舶避難活動	
・第7 流木防止活動	
第7節 相互応援活動	89
第8節 災害救助法の適用	89
第9節 自衛隊の災害派遣	89
第10節 救急・救助活動	89
第11節 医療救護活動	89

第12節 交通・輸送活動	90
・第1 目的	
・第2 県の活動	
・第3 市町村の活動	
・第4 防災関係機関の活動	
・第5 陸上交通の確保	
・第6 海上交通の確保	
第13節 ヘリコプターの活動	94
・第1 目的	
・第2 活動体制	
・第3 活動内容	
・第4 活動拠点	
・第5 安全運航体制の確保	
・第6 応援ヘリコプター	
第14節 避難活動	95
・第1 目的	
・第2 高齢者等避難	
・第3 避難の指示等	
・第4 避難の指示等の内容及び周知	
・第5 避難誘導	
・第6 指定緊急避難場所の開放及び周知	
・第7 避難所の開設及び運営	
・第8 避難情報の発令等による広域避難	
・第9 避難長期化への対処	
・第10 帰宅困難者対策	
・第11 孤立集落の安否確認対策	
・第12 広域避難者への支援	
・第13 在宅避難者への支援	
第15節 応急仮設住宅等の確保	100
第16節 相談活動	100
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	100
第18節 家庭動物の収容対策	100
第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	100
第20節 防疫・保健衛生活動	100
第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬	100
第22節 災害廃棄物処理活動	100
第23節 社会秩序維持活動	100
第24節 教育活動	100
第25節 防災資機材及び労働力の確保	100

第26節 公共土木施設等の応急対策	101
・第1 目的	
・第2 交通対策	
・第3 道路施設	
・第4 海岸保全施設	
・第5 河川管理施設	
・第6 砂防・地すべり関係施設	
・第7 林道、治山施設	
・第8 ダム施設	
・第9 港湾施設	
・第10 漁港施設	
・第11 空港施設	
・第12 鉄道施設	
・第13 農地、農業用施設	
・第14 都市公園施設	
・第15 廃棄物処理施	
・第16 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	
・第17 県自らが管理又は運営する施設に関する方針	
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	109
・第1 目的	
・第2 水道施設	
・第3 下水道施設	
・第4 工業用水道施設	
・第5 電力施設	
・第6 ガス施設	
・第7 電信・電話施設	
第28節 農林水産業の応急対策	111
・第1 目的	
・第2 農業	
・第3 林業	
・第4 水産業	
第29節 二次災害・複合災害防止対策	115
第30節 応急公用負担等の実施	115
第31節 ボランティア活動	115
第32節 海外からの支援の受入れ	115
第33節 災害種別毎応急対策	116
・第1 火災応急対策	
・第2 林野火災応急対策	
・第3 危険物等災害応急対策	
・第4 海上災害応急対策	
・第5 航空災害応急対策	
・第6 鉄道災害応急対策	
・第7 道路災害応急対策	

第4章 災害復旧・復興対策

	(頁)
第1節 災害復旧・復興計画	135
第2節 生活再建支援	135
第3節 住宅復旧支援	135
第4節 産業復興支援	135
第5節 都市基盤の復興対策	135
第6節 義援金の受入れ、配分	135
第7節 激甚災害の指定	135
第8節 災害対応の検証	135